

議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

資料1 議案の概要

1 条例の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の一部が令和3年1月1日に施行され、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条が改正されることに伴い、同条を引用して延滞金及び延納利息の利率を定めている下記条例を改正しようとするもの

- (1) 宝塚市延滞金徴収条例
- (2) 宝塚市介護保険条例
- (3) 宝塚市後期高齢者医療に関する条例
- (4) 宝塚市水道事業分担金条例
- (5) 宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例

2 改正の内容

延滞金利率の特例に係る表記方法を、次のように変更するものです。

延滞金の利率に変更はありませんので、改正による影響はありません。

例：公債権（市税（国民健康保険税を含む。）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を除く。）

(1) 現行

ア 当初1月間

財務大臣が告示する割合+1パーセント（＝特例基準割合）+1%

イ 1月間経過後

財務大臣が告示する割合+1パーセント（＝特例基準割合）+7.25%

(2) 改正案

ア 当初1月間

平均貸付割合（＝財務大臣が告示する割合）+1パーセント（＝延滞金特例基準割合）+1%

イ 1月間経過後

平均貸付割合（＝財務大臣が告示する割合）+1パーセント（＝延滞金特例基準割合）+7.25%

(3) 市税（国民健康保険税を含む。）の延滞金利率に係る改正について

同内容を、議案第56号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例案として議案を提案している。

3 改正の前後比較

(1) 公債権(市税(国民健康保険税を含む。)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を除く。)

	現 行		改正案
	本則	特 例	
延滞金	14.5%	特例基準割合 +7.25%	延滞金特例基準割合 +7.25%
納期限後 1月	7.25%	特例基準割合 +1.0%	延滞金特例基準割合 +1.0%

(2) 介護保険料及び後期高齢者医療保険料

	現 行		改正案
	本則	特 例	
延滞金	14.6%	特例基準割合 +7.3%	延滞金特例基準割合 +7.3%
納期限後 3月	7.3%	特例基準割合 +1.0%	延滞金特例基準割合 +1.0%

(3) 市税(国民健康保険税を含む。)

	現 行		改正案
	本則	特 例	
延滞金	14.6%	特例基準割合 +7.3%	延滞金特例基準割合 +7.3%
納期限後 1月	7.3%	特例基準割合 +1.0%	延滞金特例基準割合 +1.0%

4 特例基準割合及び延滞金利率の推移

(1) 公債権(市税(国民健康保険税を含む。)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を除く。)

期間	特例基準割合	当初1月間の 延滞金利率	1月経過後の 延滞金利率
～平成25年12月31日 (2013年)	-	7.25%	14.5%
平成26年1月1日～12月31日 (2014年)	1.9%	2.9%	9.15%
平成27年1月1日～12月31日 (2015年)	1.8%	2.8%	9.05%
平成28年1月1日～12月31日 (2016年)	1.8%	2.8%	9.05%

平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2017 年)	1.7%	2.7%	8.95%
平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2018 年)	1.6%	2.6%	8.85%
平成 31 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2019 年)	1.6%	2.6%	8.85%
令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2020 年)	1.6%	2.6%	8.85%

※ 平成 25 年度(2013 年度)税制改正により国税及び地方税において延滞金等の利率の見直しが行われたことに合わせ、平成 26 年(2014 年)1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について利率の引下げを行っている。

(2) 市税(国民健康保険税を含む。)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

期間	特例基準割合	当初 1 月間の延滞金利率 (介護保険料及び後期高齢者医療保険料については当初 3 月間)	1 月経過後の延滞金利率 (介護保険料及び後期高齢者医療保険料については当初 3 月経過後)
平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2013 年)	4.3%	4.3%	14.6%
平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2014 年)	1.9%	2.9%	9.2%
平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2015 年)	1.8%	2.8%	9.1%
平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2016 年)	1.8%	2.8%	9.1%
平成 29 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2017 年)	1.7%	2.7%	9.0%
平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2018 年)	1.6%	2.6%	8.9%
平成 31 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2019 年)	1.6%	2.6%	8.9%
令和 2 年 1 月 1 日～12 月 31 日 (2020 年)	1.6%	2.6%	8.9%

※ 上記表中「特例基準割合」とは、次に掲げる期間の区分に応じ、各区分に定めるところによる。

- ア 平成25年(2013年)12月31日まで 日本銀行法の規定により定められた商業手形の
基準割引率(旧公定歩合)に年4%を加算した率
- イ 平成26年(2014年)1月1日以降 財務大臣が告示する割合(国内銀行の貸出約定平
均金利の年平均)に1.0%を加算した割合

(租税特別措置法の一部改正)
第十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一章一節二条の二)
第二章 所得税法の特別
第一節 利子所得及び配当所得(第二章一節九条の九)
第二節 不動産所得及び事業所得
第一款 特別税額控除及び減額控除の特例(第二章一節九条の九)
第二款 雑償金(第二章一節一〇条の二)
第三款 鉱業所得の課税の特例(第二章一節一〇条の三)
第四款 農業所得の課税の特例(第二章一節一〇条の四)
第五款 その他の特例(第二章一節一〇条の五)
第三節 給与所得及び退職所得等(第二章一節一〇条の六)
第四節 山林所得及び譲渡所得等
第一款 山林所得の課税の特例(第二章一節一〇条の七)
第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第二章一節一〇条の八)
第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第二章一節一〇条の九)
第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第二章一節一〇条の十)
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第二章一節一〇条の十一)
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第二章一節一〇条の十二)
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第二章一節一〇条の十三)
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第二章一節一〇条の十四)
第七款の二 居住用財産の買入れの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第二章一節一〇条の十五)
第八款 特定の事業用資産の買入れの場合等の譲渡所得の課税の特例(第二章一節一〇条の十六)
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第二章一節一〇条の十七)
第十款 その他の特例(第二章一節一〇条の十八)
第四節の二 内部取引に係る課税の特例等(第二章一節一〇条の十九・第四十条の三〇四)
第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例
第一款 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例(第二章一節一〇条の二十)
第二款 特定関係株主等による居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例(第二章一節一〇条の二十一)
第五節 住宅借入金等支拂有する場合の特別税額控除(第二章一節一〇条の二十二)
第六節 その他の特例(第二章一節一〇条の二十三・第四十一條の三)
第三章 法人税等の特別
第一款 中小企業等の特例(第三章一節一〇条の二十四)
第一款の二 特別税額控除及び減額控除の特例(第三章一節一〇条の二十五)
第二款 雑償金等(第三章一節一〇条の二十六)
第三款 鉱業所得の課税の特例(第三章一節一〇条の二十七)
第三款の二 対外船運従事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(第三章一節一〇条の二十八)
第三款の三 神鷹の認定法人の課税の特例(第三章一節一〇条の二十九)
第三款の四 国営特殊特別地区に在る特定法人の課税の特例(第三章一節一〇条の三十)
第四節 認定輸出業者等法人の課税の特例(第三章一節一〇条の三十一・第六十一條の三)
第四節の二 交際費等の課税の特例(第三章一節一〇条の三十二)
第五節 株式会社等が支拂有する場合の課税の特例(第三章一節一〇条の三十三・第六十二條の三)
第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率(第三章一節一〇条の三十四)
第六節 譲渡の譲渡の譲渡の特例
第一款 収用等の場合の課税の特例(第三章一節一〇条の三十五)
第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除(第三章一節一〇条の三十六)

目次

第一章 同上
第二章 同上
第二節 同上
第三款 同上
第三款 雑償金(第二章一節一〇条の二)
第三款 同上
第四款 同上
第五款 同上
第六款 同上
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第二章一節一〇条の十三)
第七款 同上
第七款の二 同上
第八款 同上
第九款 同上
第十款 同上
第四節の二 同上
第四節の三 同上
第一款 同上
第二款 同上
第五節 同上
第六節 同上
第三章 同上
第一款 同上
第一款の二 同上
第二款 同上
第三款 同上
第三款の二 同上
第三款の三 同上
第三款の四 同上
第四節 同上
第四節の二 同上
第五節 同上
第五節の二 同上
第六節 同上
第一款 同上
第二款 同上

第二條の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除 (第六十五條の五の二)
 第三條 資産の譲渡に係る特別控除額の特別 (第六十五條の六)
 第四條 特定の資産の買換等の場合等の課税の特例 (第六十五條の七、第六十六條の二)
 第六節の二 特別事業再建を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例 (第六十六條の二の二)
 第七節 長気調整のための課税の特例 (第六十六條の三)
 第七節の二 外国関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十六條の四、第六十六條の四の五)
 第七節の三 文法利子等に係る課税の特例
 第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第六十六條の五)
 第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例 (第六十六條の五の二、第六十六條の五の三)
 第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例
 第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例 (第六十六條の六、第六十六條の九)
 第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例 (第六十六條の九の二、第六十六條の九の五)
 第八節 その他の特別 (第六十六條の十、第六十八條の七)
 第九節 中小企業者等である連結法人の法人税の特例 (第六十八條の八)
 第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 (第六十八條の九、第六十八條の四十二)
 第十一節 連結法人の準備金等 (第六十八條の四十三、第六十八條の五十九)
 第十二節 創設
 第十三節 連結法人の紅業所得の課税の特例 (第六十八條の六十一、第六十八條の六十二)
 第十三節の二 対外船舶運送事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (第六十八條の六十二の二)

第二條の二 同上
 第三條 同上
 第四條 同上
 第六節の二 同上
 第七節 同上
 第七節の二 同上
 第七節の三 同上
 第一款 同上
 第二款 同上
 第七節の四 同上
 第一款 同上
 第二款 同上
 第八節 同上
 第九節 同上
 第十節 同上
 第十一節 同上
 第十二節 同上
 第十三節 同上
 第十三節の二 同上

第十四節 連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例 (第六十八條の六十三)
 第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である認定法人の課税の特例 (第六十八條の六十三の二)
 第十五節 連結法人である認定農産物生産者等の課税の特例 (第六十八條の六十四、第六十八條の六十五)
 第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例 (第六十八條の六十六)
 第十七節 連結法人に控除税額金の支出がある場合の課税の特例 (第六十八條の六十七)
 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 (第六十八條の六十八、第六十八條の六十九)
 第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
 第一款 取得等の場合の課税の特例 (第六十八條の七十一、第六十八條の七十三)
 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除 (第六十八條の七十四、第六十八條の七十六)
 第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除 (第六十八條の七十六の二)
 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特別 (第六十八條の七十七)
 第四款 特定の資産の買換等の場合等の課税の特例 (第六十八條の七十八、第六十八條の八十五)
 第二十節 特別事業再建を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例 (第六十八條の八十六)
 第二十一節 連結法人の長気調整のための課税の特例 (第六十八條の八十七)
 第二十二節 連結法人の外国関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十八條の八十八、第六十八條の八十八の二)
 第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例
 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第六十八條の八十九)
 第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例 (第六十八條の八十九の二、第六十八條の八十九の三)
 第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第十四節 同上
 第十四節の二 同上
 第十五節 同上
 第十六節 同上
 第十七節 同上
 第十八節 同上
 第十九節 同上
 第一款 同上
 第二款 同上
 第二款の二 同上
 第三款 同上
 第四款 同上
 第二十節 同上
 第二十一節 同上
 第二十二節 同上
 第二十三節 同上
 第一款 同上
 第二款 同上
 第二十四節 同上

第一節 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十八
 条の九十九―第六十八條の九十三）
 第二節 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る
 所得の課税の特例（第六十八條の九十三の二―第六十八條
 の九十三の五）
 第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八條の九十四―第六十
 八條の百十二）
 第四章 相続税の特例（第六十九條―第七十條の十三）
 第四章の二 趣意課税の特例（第七十二條―第七十二條の十七）
 第五章 登録免許税の特例（第七十二條―第七十四條の七）
 第六章 消費税法等の特例
 第一節 消費税法の特例（第八十五條―第八十六條の六）
 第二節 酒税法の特例（第八十七條―第八十七條の八）
 第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八條―第八十八條の四）
 第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八條の五―第
 九十條の三）
 第三節の二 石油石炭税法の特例
 第一節 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十條の三の二―
 第九十條の三の四）
 第二節 その他の特例（第九十條の四―第九十條の七）
 第三節の三 航空運送料税法の特例（第九十條の八―第九十條の九）
 第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十條の十―第九十條の十五）
 第三節の五 国際観光旅客税法の特例（第九十條の十六）
 第四節 印紙税法の特例（第九十一條―第九十二條）
 第七章 利子税等の割合の特例（第九十三條―第九十六條）
 第八章 雑則（第九十七條―第九十八條）
 附則

（連帯社債等の利子等の課税の特例）

第五條の三 省 略

2・3 省 略

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
 ことによる。

2 高等学校等の生徒又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年
 法律第九十四号）第三條に規定する学生等であつて法令で定めるものに
 対して無利息で行われる貸付（貸付期間が一年未満のものに限る。）に
 係る消費貸付利率（当該各号に定める利率があるものに限る。）の
 うち、平成二十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に作成されるものには、当該
 利率を課さない。

3 省 略

（利子税の割合の特例）

第九十三條 この各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセン
 トの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特別基準割合
 が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、
 当該特別基準割合とする。

一―三 省 略

四 消費税法第四十五條の二第五項

五 省 略

2 前項に規定する利子税特別基準割合とは、平均貸付割合（各年の前々
 年の九月から前年の八月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該
 各月において銀行が新たに付けた貸付け（貸付期間が一年未満のもの
 に限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した
 割合として各年の前年の十一月三十日までに被課大臣が告示する割合を
 いう。以下同じ。）に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。

3 この各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる
 規定にかかわらず、各分納期間の特別基準割合が年七・三パーセント
 の割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の
 割合に当該特別基準割合が年七・三パーセントの割合のうちにおける
 割合を加算して計算した割合とする。

一―七 省 略

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
 に定めるところによる。

第一節 同 上

第二節 同 上

第二十五節 同 上

第四章 同 上

第四章の二 同 上

第五章 同 上

第六章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第二節の二 同 上

第三節 同 上

第三節の二 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節の三 同 上

第三節の四 同 上

第三節の五 同 上

第四節 同 上

第七章 同 上

第八章 同 上

附則

（連帯社債等の利子等の課税の特例）

第五條の三 同 上

2・3 同 上

4 同 上

2 高等学校等の生徒又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年
 法律第九十四号）第三條に規定する学生等であつて法令で定めるものに
 対して無利息で行われる貸付（貸付期間が一年未満のものに限る。）に
 係る消費貸付利率（当該各号に定める利率があるものに限る。）の
 うち、平成二十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に作成されるものには、
 当該利率を課さない。

3 同 上

（利子税の割合の特例）

第九十三條 この各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセン
 トの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特別基準割合
 が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、
 当該特別基準割合とする。

一―三 同 上

四 同 上

2 前項に規定する特別基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九
 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が
 新たに付けた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率
 の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合（当該割合に〇・
 五パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各
 年の前年の十二月十五日までに被課大臣が告示する割合に、年一パーセ
 ントの割合を加算した割合をいう。

3 この各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる
 規定にかかわらず、各分納期間の特別基準割合が年七・三パーセン
 トの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の
 割合に当該特別基準割合が年七・三パーセントの割合のうちにおける
 割合を加算して計算した割合（当該割合に〇・五パーセント未満の端数
 があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一―七 同 上

4 同 上

一 雑 則

一 延期特例適用割合 各分納期間の開始の日の属する年の利子税特別適用割合(第二項に規定する利子税特別適用割合をいう。次項において同じ。)をいう。

5 第七十条の四第三十五項、第七十条の六第四十項、第七十条の六の六第十九項、第七十条の六の七第十六項、第七十条の六の八第二十五項、第七十条の六の十第二十六項、第七十条の七第三項第十二号及び第二十七項、第七十条の七の二第十四項第十号イ(第七十条の七の四第十八項において適用する場合を含む。)、及び第二十八項(第七十条の七の四第十五項において適用する場合を含む。)、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項(第七十条の七の八第十八項において適用する場合を含む。)、並びに第七十条の七の九第十二項(第七十条の七の十二第十二項において適用する場合を含む。)、に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の利子税特別適用割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該利子税特別適用割合が年七・三パーセントの割合のうちにおける割合を乗じて計算した割合とする。

6 雑 則

(遅滞税の割合の特例)

第九十四条 国税徴収法第六十条第二項及び租税訴訟法第五十一条の二第一項第三号に規定する遅滞税の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特別適用割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該遅滞税特別適用割合が年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該遅滞税特別適用割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

2 国税徴収法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する遅滞税(

以下)の項において「納税の滞り等をした期間に係る遅滞税」という。)
(一)に、これらの規定により受納し、又は受納するに足らざる金額の計算の基礎となる期間を含む年の利子税特別適用割合(平均徴収割合)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に於ける納税の滞り等をした期間に係る遅滞税については、これらの規定の適用については、同条第一項中「期間(当該納税の滞り等の翌日から二月を遡算する日後の期間に限る。)」とあるのは「期間」と、「二分の一」とあるのは「(このうち当該遅滞税の割合が特別適用割合(国税徴収法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十四条第二項(遅滞税の割合の特例)に規定する特別適用割合をいう。))である」とした場合における当該遅滞税の額(第四項及び第五項において「特別遅滞税」という。))を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該納税の滞り等の翌日から二月を遡算する日後の期間」とあるのは「期間」と、「二分の一」とあるのは「(このうち特別遅滞税額を超える部分の金額)」とする。

3 雑 則

(還付加算金の割合の特例)

第九十五条 各年の特別適用割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、国税徴収法第五十八条第一項に規定する還付加算金(以下)の条及び同条第一項において「還付加算金」という。)の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に於ける還付加算金についての同法第五十八条第一項の規定の適用については、同条中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「遅滞税特別適用割合第九十五条(還付加算金の割合の特例)に規定する還付加算金特別適用割合」とす。

(利子税等の額の計算)

一 同 上

一 延期特例適用割合 各分納期間の開始の日の属する年の特別適用割合(第二項に規定する特別適用割合をいう。以下利子十五条五項において同じ。)をいう。

5 第七十条の四第三十五項、第七十条の六第四十項、第七十条の六の六第十九項、第七十条の六の七第十六項、第七十条の六の八第二十五項、第七十条の六の十第二十六項、第七十条の七第三項第十二号及び第二十七項、第七十条の七の二第十四項第十号イ(第七十条の七の四第十八項において適用する場合を含む。)、及び第二十八項(第七十条の七の四第十五項において適用する場合を含む。)、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項(第七十条の七の八第十八項において適用する場合を含む。)、並びに第七十条の七の九第十二項(第七十条の七の十二第十二項において適用する場合を含む。)、に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特別適用割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該特別適用割合が年七・三パーセントの割合のうちにおける割合を乗じて計算した割合(当該割合が二〇・一パーセント未満の場合は、これを限り控する。)とする。

6 同 上

(遅滞税の割合の特例)

第九十四条 国税徴収法第六十条第二項及び租税訴訟法第五十一条の二第一項第三号に規定する遅滞税の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特別適用割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その中(次項において「特別適用割合適用年」という。)中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該遅滞税特別適用割合が年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特別適用割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

2 国税徴収法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する遅滞税(

以下)の項において「納税の滞り等をした期間に係る遅滞税」という。)
(一)に、これらの規定により受納し、又は受納するに足らざる金額の計算の基礎となる期間(以下)特別適用割合適用年に含まれる期間(以下)の項において「納税滞り期間」という。)がある場合には、当該滞り期間に於ける納税の滞り等をした期間に係る遅滞税については、これらの規定の適用については、同条第一項中「期間(当該納税の滞り等の翌日から二月を遡算する日後の期間に限る。)」とあるのは「期間」と、「二分の一」とあるのは「(このうち当該遅滞税の割合が特別適用割合(国税徴収法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十四条第二項(遅滞税の割合の特例)に規定する特別適用割合をいう。))である」とした場合における当該遅滞税の額(第四項及び第五項において「特別遅滞税」という。))を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該納税の滞り等の翌日から二月を遡算する日後の期間」とあるのは「期間」と、「二分の一」とあるのは「(このうち特別遅滞税額を超える部分の金額)」とする。

3 同 上

(還付加算金の割合の特例)

第九十五条 各年の特別適用割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、国税徴収法第五十八条第一項に規定する還付加算金(以下)の条及び同条第一項において「還付加算金」という。)の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に於ける還付加算金についての同法第五十八条第一項の規定の適用については、同条中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「遅滞税特別適用割合第九十五条(利子税の割合の特例)に規定する特別適用割合」とす。

(利子税等の額の計算)

第九十六條 第三條のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等
(利子税、延滞税及び遅延加算金をいう。以下において同じ。)の額の
計算は第百三十三條に規定する計算した額を 0.1% に引き上
げ算の繰上り率を 0.1% に引き上り算とする。第三條に規定する
計算した額及び加算した額を(平均貸付額及び貸付利率の算出額
を基として)を 0.1% に引き上り算の繰上り率を 0.1% に引き上
り算とする。

第九十七條 第三條のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等の額の計
算において、その計算の過程における金額に一日未満の繰上りが生じたら
ば、これを切り捨てる。

第九十六條

第三條のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等
(利子税、延滞税及び遅延加算金をいう。)の額の計算において、その
計算の過程における金額に一日未満の繰上りが生じたときは、これを切り
捨てる。

